

戦後アメリカ合衆国の中東産油国政策

—— 経済的安全保障政策の形成と蹉跌 一九四六—一九五一 ——

小 野 沢 透

【要約】 第二次世界大戦後の合衆国政府は、産油国政府の石油収入を増大させることによって、米ソ冷戦状況下における産油国の政治的安定を実現しようとする政策を遂行した。本稿では、このような政策的特徴を、冷戦史家ポラード(R. A. Pollard)が「経済的安全保障政策」と呼んだ合衆国の戦後政策の一環として捉える。

中東産油国に対する経済的安全保障政策は大きな制約を負っていた。同政策の遂行者は石油会社、殊にメジャーズと呼ばれる国際石油資本であった。メジャーズは、合衆国政府の思惑に反して、国際石油産業における自らの独占的地位を確保することに成功し、産油国に対する経済的安全保障政策の方向に大きな影響を及ぼすことになる。経済的安全保障政策は、強力な私企業の論理による制約を負っていたのである。

しかしながら、経済的安全保障政策の最大の限界は、同政策を創造した合衆国の政策決定者達の思考自体に内在していた。彼らは、産油国政府に巨大な石油収入を「与える」ことで産油国の安定が実現されると考えると同時に、それ無くして産油国の安定は実現され得ないと信じていた。一九五〇年のサウジ・アラビアにおける石油協定は、産油国安定化のための恰好のモデルを彼らに提供し、同モデルは多くの産油国において彼らの思惑を実現することになる。しかし、産油国に対する経済的安全保障政策がサウジ・モデルの適用と同値化されたことは、同政策の硬直化をも意味した。石油収入の増大よりも自国資源への支配の回復を要求したイランのナシヨナリズムに対して、合衆国の政策決定者達はサウジ・モデルの受け入れを迫り、自らが秘めていた「与える者」の傲慢さを露呈していく。イラン石油国有化紛争の膠着化は、経済的安全保障政策の本質的限界を象徴するものだったのである。

史料 七七巻三号 一九九四年五月

一 はじめに

十九世紀後半に石油がアメリカ社会を支える基幹物資の一つとなって以来、第二次世界大戦に至るまで、アメリカ合衆国は自国の石油需要を自給する体制を誇っていた。合衆国を含む南北アメリカ大陸の石油生産は、一九三八年の時点で世界の石油生産の七六%を占め、世界の石油生産の重心は西半球に存在していたのである。^①しかし、第二次世界大戦後の数年間に、世界の石油生産の重心は東半球に移動し始める。この時期は、今日に至る中東を中心とした世界的な石油生産の構図の黎明期だったのである。

同時に、この時期は戦後の米ソ冷戦の開始期にも当たる。それ故、第二次世界大戦から一九五〇年代前半に至る合衆国の中東産油国に対する政策の分析には、冷戦史研究一般における二つの対立的な視座が持ち込まれている。その一方は、ソ連を中心とした共産主義勢力に対する安全保障を確立しようとする合衆国の意図を、同国の対外政策の最も重要な決定要因として捉える立場であり、仮に伝統的冷戦史観として一括する。^②伝統的冷戦史観と対立するもう一方の視座は、合衆国の対外政策が、主に同国の資本家階級の利益に従って決定されたと考える立場であり、資本主義国家史観と呼んでおく。^③近年では、前者の視点から後者の枠組みを大きく取り入れたペインターの研究や、一次史料への依拠や世界システム論の援用による資本主義国家史観の論証の洗練等によって、両者の溝が狭まる兆しはあるものの、^④政策の根本的な目的に対する説明において両者の議論は今日でもなお対立的である。

本稿は、第二次世界大戦後からイラン石油国有化紛争が膠着状態に陥る一九五一年までの合衆国の中東産油国政策を扱う。本稿において筆者は基本的に伝統的冷戦史観の立場に立つが、特に合衆国政府と石油会社との関係について伝統的冷戦史観に立つ主要な諸研究とも異なった視点を提示する。更に本稿は、戦後の合衆国の産油国政策が経済力に依存したものである事を強調する点で、ポラードが提示した「経済的安全保障政策」の枠組に依拠するが、具体的な論証や史実の評価

において本稿とボラードの著作には大きな隔たりがあり、本稿においては中東産油国に対する「経済的安全保障政策」の変質と限界に焦点が置かれることを予め述べておきたい。^⑤

- ① Painter, D. S., *Oil and the American Century: The Political Economy of U. S. Foreign Oil Policy, 1941-1954*, (1986), p. 218.
- ② Anderson, I. H., *Armenia, The United States and Saudi Arabia: A Study of the Dynamics of Foreign Oil Policy 1933-1950*, (1981); Miller, A. D., *Search for Security: Saudi Arabian Oil and American Foreign Policy, 1939-1949*, (1980); Yergin, D., *The Prize: The Epic Quest for Oil, Money, and Power*, (1991). 日高義樹・持田直武訳『石油の世紀』（日本放送出版協会、一九九一年）。
- ③ Godfried, N., *Bridging the Gap Between Rich and Poor: American Economic Development Policy Toward the Arab East, 1942-1949*, (1978); Kolko, G., *Confronting the Third World: United States Foreign Policy 1945-1980*, (1988). 岡崎維徳訳『第三世界の対決』（筑摩書房、一九九二年）。
- ④ Painter, *op. cit.*, インタビューは、戦後の合衆国政府が私企業が最大

二 合衆国の産油国に対する戦後政策の形成

1 経済的安全保障政策の視座

合衆国政府内では、第二次世界大戦中から将来の石油供給への不安が叫ばれるようになっていた。当時既に半世紀にわたる石油生産の歴史を持つ合衆国では、古い油田が増加し、新しい油田の発見が減少していたのに対して、石油消費は将来にわたって伸び続けることが予想されたからである。この結果、平時には西半球の石油資源を節約し、東半球石油の開

限の利益を生み出す環境を整備する事を目標にしていたとの点で、その政策をコーポラティズムとして描き、「石油に関する米国の国益」が対外的には「世界の石油資源に対する何らかの形態による支配」であったと論じている。しかし、インタビューの説明は、国家・政府と資本家階級の共同を前提せず、コーポラティズムを政府の主体的選択として描く点において資本主義国家史観とは根本的に異なっている。

また本稿の脱稿後に出版された McQuaid, K., *Uneasy Partners: Big Business in American Politics, 1945-1990*, (1994), は「連邦公権力と大企業の関係を様々な共生関係(a symbiotic relation)と捉えており、石油を巡る問題にも、長期的視点から要領の良い分析が加えられている」。

- ⑤ Pollard, R. A., *Economic Security and the Origins of the Cold War, 1945-1950*, (1985).

発及び利用を促進することが合衆国政府内のコンセンサスとなり、合衆国の政策決定者達の関心は、莫大な石油資源の埋蔵が確認されていた中東、殊に戦前から米国企業が独占的な地位を獲得していたサウジ・アラビアに注がれていた^①。大戦中の合衆国政府は、石油備蓄公社(Petroleum Reserves Corporation)構想に代表される、連邦公権力の大幅な直接介入によってサウジ利権の安定を図ったが、公権力のビジネスへの介入を嫌う国内ブライベート・セクターを中心とした各方面からの強力な反対に遭ってそれらの試みは何れも挫折した^②。

しかし、合衆国政府の石油に対する関心は戦後も継続する。一九四八年には、かねてから予想されていた通り、合衆国が石油の純輸入国に転落し、東半球石油の重要性が増大した。更に、欧州復興計画は、従来エネルギーの九〇%を石炭に依存していた欧州のエネルギーを石油に転換することを眼目の一つに掲げ、同計画において石油関連の援助は品目別の援助額で最大の位置を占めることになる。そして、欧州復興計画において同地域への石油の供給地として目されたのも中東であった^③。しかしながら、石油ビジネスへの公権力の大幅な介入が不可能であることは大戦中の経験から明らかであったため、合衆国政府は、自国と産油国の間の最も重要な接点である石油を巡る絆を、戦後は私企業の手に乗せることになったのである。

先行研究においては、石油会社の支援者としての合衆国政府の役割が強調される傾向があった^④。しかし、支援者としての役割を担うと同時に、合衆国政府が自らの政策の大きな枠組みの中に石油会社を取り込むことに成功していた点を重視するべきであると筆者は考える。その枠組みとは、産油国政府が獲得する石油から生じる利益を従来よりも拡大することによって、石油利権の安定をも含んだ産油国の政治的安定や、冷戦における西側陣営への支持を獲得しようとするものであった。サウジの石油開発に携わっていた米国系メジャーズによるトランス・アラビアン・パイプライン(Trans-Arabian Pipeline)建設を巡る一九四六年以降の過程に、合衆国のこのような政策の初期的形態を見ることが出来る。

アラビア半島の油田から東地中海沿岸まで石油を輸送する同パイプラインは、フランス・ヨルダン、レバノン等を通過する予定で、その通過権獲得のために通過国政府との交渉が必要であった。ここで通過国側が、慣例を破ってパイプラインの保安にかかる費用のほかに通行料の支払いを要求したのに対して、同地域を信託統治していた英国政府の植民地省、及び関係石油会社は、通行料の支払いに反対する姿勢を示していた。これに対して合衆国政府は、「同地域諸国が、地域の石油資源の開発から得られる経済的利益に直接参加する」ことが、「内外の敵対勢力」から石油利権を防衛し、米国企業の善意を示すためにも有効であるとして、通行料の支払いを強く主張した。そして、合衆国政府の主張の結果、パイプライン通過諸国との協定においては、通過する石油の量に比例した通行料の支払いが明記されることになったのである。^⑤

更に、ソ連との冷戦の顕在化は同パイプライン計画にも冷戦の文脈を付与することになる。一九四八年の第一次中東戦争に伴って米国からパイプライン計画への鉄鋼の輸出が見合わされた際、国務省は、停戦の実現と前後して鉄鋼輸出を再開するよう強く主張した。この際、同省が建設計画推進の論拠として掲げたのは、欧州復興計画における中東石油の重要性と共に、パイプライン計画の完遂が「同地域に相当の収入を与え……共產主義の拡大に有利な様々な破壊的傾向を相殺する」という主張であった。かつて「内外の敵対勢力」と表現されたものは「共產主義勢力」と同一視され、パイプラインとそれが現地政府に齎す石油収入は合衆国の冷戦政策上に明確な地位を与えられたのである。^⑥

石油から生じた利益の分配にパイプライン通過国を参加させる事によって、通過国からの圧力を緩和し、同時に、冷戦状況下におけるそれら諸国の政治経済的安定を促進するという大まかな政策的枠組みは、産油国に対する合衆国政府の後の政策の嚆矢となった。このような合衆国政府の政策は「外交の主要な手段として経済力に依存」している点において、ポラードが「経済的安全保障政策」と呼んだ合衆国の対外政策の一環として捉える事ができる。合衆国は、自らの経済力、具体的には産油国政府への石油収入の拡大を通じて、産油国における冷戦政策を遂行しようとしていたのである。^⑦しかし、産油国に対する合衆国の経済的安全保障政策が石油から生じる利益に基づき、石油生産が私企業の手に乗せられる以上、

同政策はその実現の過程で私企業の論理による制約を受けた。^⑧ 次節では、合衆国政府とその政策の遂行者たる石油会社の関係から、経済的安全保障政策の限界を考察する。

2 合衆国政府と石油会社

資本主義国家史観に立つ諸研究は、合衆国の産油国政策の分析においても、合衆国の国家・政府が自国の資本家階級の利益を最大限増進するような政策を遂行する点を強調する。^⑨ ここで重要なことは、伝統的冷戦史観に立つ諸研究においても、合衆国政府と石油会社、特にメジャーズの協調関係を重視する傾向が見られることである。^⑩ このような先行研究の動向は、合衆国政府と石油会社の間にしばしば見られた敵しい意見の対立を過小評価しているように思われる。そして、そのような対立は、両者の協調よりは、実際に政策を遂行する立場にある石油会社が優位に立つ両者の力関係に従って解決され、合衆国の経済的安全保障政策は企業の論理によって、その実現形態を制約されていたと筆者は考える。

合衆国政府と石油会社の力関係は、一九四七年にアラムコ (Arabian-American Oil Company; Aramco) が再編成される過程に表面化した。アラムコは、サウジ・アラビアにおける石油利権を保有する現地生産会社であり、第二次世界大戦終了時には、米国系メジャーズであるソーカル (Standard Oil of California; Socal) 社とテキサス (Texas Oil) 社の子会社であった。アラムコが直面した問題は、親会社二社が、トランス・アラビアン・パイプラインの十分な建設資金、及び膨大なサウジ石油を販売するのに十分な市場を持たぬ事であった。それ故、第二次世界大戦の終了前後から一九四六年にかけて、アラムコの親会社二社は、アラムコの経営を強化すべく、イラク石油会社 (Iraq Petroleum Co.; IPCと略記) を通じて既に中東の石油開発に参加していたニュージャーシー・スタンダード (Standard Oil of New Jersey; ジャージーと略記) 社とソコニー (Socony-Vacuum) 社をアラムコに招入すべく行動する。ここで最大の障害となったのは、IPC参加会社間で一九二八年に締結されていた赤線協定 (Red Line Agreement) の存在であった。同協定は、IPCに参加する各社が単独

で旧オスマン帝国領域内の石油開発に参加する事を禁止しており、サウジ・アラビアも協定の適用範囲内に含まれていたのである。^⑪

一九四六年八月から十二月にかけて、アラムコは、赤線協定の破棄、及びアラムコへのジャージー、ソコニー両社の招入の意向を国務省側に打診する。当時の国務省で石油問題を担当していた中心人物は、私企業・自由競争の原理を信奉し、自由貿易・多国間協定に基づく合衆国の戦後経済政策の推進者でもあったウィリアム・クレイトン (William L. Clayton) であった。クレイトンは、米国系石油会社の原油供給が安定することを望ましいと考えており、他社の参加によってアラムコを強化することをアラムコ側の動きとは別個に考慮していた程であった。更に合衆国政府の方針が「通商における制限的な条項の撤廃」であるとの理由から、国務省は石油会社による赤線協定破棄の動きを、あくまでも局外者としてながら歓迎していた。^⑫しかし、一九四七年一月、自国の石油会社をIPCに参加させているフランス政府が国務省に対して正式に抗議したことで、国務省は自ら問題に介入せざるを得なくなる。^⑬同省はフランス政府との折衝を進める一方、赤線協定の破棄及びアラムコの再編成に関する具体的な提案という形で、ここに至って初めて、石油会社に対する主体的な行動に出るのである。

国務省提案の要点は、アラムコへの新規参加をジャージー一社とし、同社はIPCにおける同社の株式をソコニー社に売却するという点にあった。これによって、IPCとアラムコに重複して参加する会社はなくなることにになり、IPC参加会社を拘束する赤線協定を盾にアラムコの再編成に抵抗するフランス政府の批判をかわすことを狙ったのである。しかしながら、貿易における「制限的な条項」の撤廃を求めていた国務省が、赤線協定の維持を意図していたわけではない。むしろ、国務省の意図は「間接的且つ長期的な利点」として同提案に付記されている以下の点にあったと考えられる。即ち、国務省案は「国際的石油取引に従事する石油会社を結び付ける諸協定が増加する傾向を抑制し、単純化」する、具体的には「米国最大の石油会社二社、ジャージーとソコニーの合衆国外での結合の強化を妨げる」ことを狙っていたのである。

更に國務省案は、「非常に少数の英米の巨大石油会社の結合体」が中東の石油を独占している、との海外及び国内の批判を回避するためにも有利であった。國務省案が、他のメジャーズ間協定の変更、及びIPCにおけるジャージー、ソコンニーの持ち株を米国の参加希望会社に売却する可能性にまで言及していることから考慮しても、國務省の狙いは、メジャーズへの利権の集中防止、ひいては中東の石油開発における競争の復活であったと理解するべきである。この提案はクレイトンの影響が大きかったと言われる当時の國務省内では広く支持されていた。^⑭

しかしながら、石油会社側は國務省案を門前払いにした。IPCにおけるジャージーの持ち株をソコンニーに売却することとは既に両社間で検討されており、その売却価格について折り合いがつかなかったことも理由の一つであった。しかし、最大の理由は、両社が、アラムコとIPCに同時に参加すること、即ち「中東における両社の（石油利権の）所有を拡大」することを「商業的理由」から好ましいと判断したことであった。^⑮結局、アラムコの再編成は、石油会社側の当初の予定通り推進され、アラムコにはジャージーが三〇%、ソコンニーが一〇%の比率で新規参加することになる。中東石油開発における競争の復活を意図した國務省の最初の主体的な努力は、強力な企業の論理を前にあっけなく挫折したのである。

この提案の作成と前後して、國務省内では、中東石油利権秩序のより長期的且つ包括的な再構築が検討されていた。國務省は「現存する國際的石油会社の利益が固定化される傾向を抑制」し、「中東石油資源の所有権の拡散」を実現しようとしていたのである。その手段として國務省は二つの方針を考慮していた。一つは、既に中東に大きな利権を保有している石油会社に新規利権への入札を辞退させることであり、他方は、メジャーズが既に保有している利権地域の未開発部分を放棄させ、放棄された地域に新たに設定された利権に非メジャーズ系の新規参入者を入札させることであった。^⑯一九四七年以降、國務省は中東石油利権への非メジャーズ系の新規参入を促進すべく行動する。一九四七年には、サウジ・アラビアとクウェートが「不可分の二分の一」ずつ主権を有する兩國の中立地帯の石油利権をクウェート政府が付与する意向であることを、國務省は米国の独立系石油業者に通知し、それらの中からアミノイル社が同利権を獲得した。^⑰更に、サウジ・

アラビア沖合地域の石油利権がアラムコの利権協定に含まれるか否かが問題になった際、国務省はこれを「中東の石油利権所有者と無関係の会社が同地域の石油開発に参加する大きな機会」と捉え、アラムコに沖合地域の利権の放棄を求める動きすら見せた。結局この問題は主権の存否を巡るデリケートな側面を含む故にサウジ政府の決定に委ねられ、アラムコが沖合地域の利権を認められることになってしまいが、これに際してアラムコがサウジ・クウェート中立地帯のサウジ側利権の放棄に同意した結果、中立地帯のサウジ側利権もまた米国の独立系業者であるパシフィック・ウエスタン社の手に帰することになったのである。^⑮

しかし、国務省の努力はサウジ・クウェート中立地帯以外に関しては大きな成果を結ばなかった。メジャーズの論理を一言で表現するなら「国務省は……機会が開かれているときに、先見性の無さの故に中東の利権を獲得できなかった米国企業に不当な重点を置いている」のであり、彼らは既得利権をなかなか手放そうとはしなかったのである。^⑯一九五〇年九月十一日、中東産油諸国からの石油収入増加を求める相次ぐ要求への対応を協議するために設定されたメジャーズとの会合においても、国務省はメジャーズによる未利用利権地域の放棄によって産油国からの圧力をかわす事を主張したが、メジャーズの強力な抵抗に遭遇した。石油会社側の或る参加者の言葉がメジャーズの立場を象徴している。「国際市場におけるシェアを放棄せぬ限り、石油会社が自発的に利権地域を放棄することなど期待できない。ゲッティ氏（サウジ・クウェート中立地帯に参入したパシフィック・ウエスタン社代表―引用者註）は間違いなく石油を販売することができであろう^⑰」。中立地帯に進出した新規参入者はバレル当たり五五セントという当時の中東においては破格に高いロイヤリティで利権を獲得しており、そのような前例が産油国からの圧力を高め、メジャーズの立場を苦しくする一因となっていた。メジャーズから見ると、利権地域の放棄は自らの立場を危うくする悪しき前例となっていたのである。ここでも、強力な企業の論理を前にして国務省の主張は斥けられることになった。

次節でも引き続き見ていくように、現実の中東石油開発は、メジャーズの利益を拡大し、彼らの独占を促進する方向で

実現したが、このような状況が現出した大きな原因の一つは、合衆国政府が自らの方針をメジャーズに強制出来なかった点に見いだすことができるのである。しかしながら、経済的安全保障政策の限界は、石油会社からの制約ばかりではなく、同政策の本質的な部分にも内在していた。一九五〇年に締結されるアラムコの新石油協定は、経済的安全保障政策自体に内在する限界が、後のイラン紛争において露呈される遠因となる。

3 アラムコの一九五〇年協定——経済的安全保障政策の自覚なき変質——

一九四九年以降、サウジ・アラビア政府は、アラムコに対して石油収入の増加を相次いで要求し、一九五〇年六月にはサウジ政府がアラムコに対して最後通牒を発するまでに緊張が高まった。サウジ側は、ヴェネズエラで既に一九四八年に実現されていた利益折半型の協定を望んでいた。^{②③} ヴェネズエラの利益折半協定では、石油から生じた利益を産油国政府と会社の間で折半し、会社から産油国への支払いは所得税の形態をとることになっていた。この時点では、中東のほとんどの産油国では、石油会社から産油国政府への支払いは、原油一トン当たり四シリング（又は六シリング）の固定ロイヤリティに基づいており、これは、一バレル当たり二二（又は二三）セントに相当した。しかし、利益折半原則に基づけば、当時の中東における石油の公示価格一ドル七五セントの場合、産油国の石油収入はバレル当たり六〇セントから一ドルの水準に上昇することになる。^{②④}

サウジ政府に柔軟な姿勢を求める国務省からの覚書もサウジ側の強硬な姿勢を改めさせることは出来なかった。これらの結果、八月末には、アラムコがサウジ政府と利権契約を再交渉する方針を決定し、国務省は、他の中東産油国に甚大な影響を及ぼすであろうサウジにおける所得税導入の可能性に警戒を強めることになる。^{②⑤} アラムコが直面した危機に国務省が敏感に反応したのには理由がある。深刻なドル不足のために英国政府がスターリング・エリアからサウジ石油を含むドルで取引される石油を締め出した結果、英国勢力が関与するイランやイラクの石油生産は増加する一方で、サウジ石油は

大きな市場を失っており、石油の増産によってサウジの石油収入を増加させることは困難な状況だった。更に、朝鮮戦争の勃発によって、石油供給の問題は合衆国の安全保障の問題と直接結び付けられ、産油国の不満に対する合衆国政府の危機感を増大させていたのである。²⁸⁾

当時、国務省で中東問題を扱っていた中心人物は、中近東・南アジア・アフリカ問題担当の国務次官補であったジョージ・レーギー (George C. McGhee) と、石油問題に関する彼の顧問リチャード・フンクハウザー (Richard Funkhouser) であった。両者は戦後間もない頃よりクレイトンの下で石油問題に携わり、アラムコの再編成を巡る会合にも名を連ねていた。前節でも少し触れた、一九五〇年九月十一日の国務省と米国系メジャーズの会合の準備の一環としてフンクハウザーが作成した「中東石油 (‘Middle East Oil’)」と題された大部のメモは、中東産油国に対する合衆国の経済的安全保障政策の最も包括的な表明であると同時に、産油国からの圧力に対する当時の合衆国政府の危機感を示している。この文書は、中東地域から「共產主義の発生源」を除去し、同地域を西側陣営に引き留めることが持つ合衆国にとっての重要性和、同地域の冷戦政策上の脆弱性を縷々指摘した上で、以下のように述べている。「……ソ連は中東石油に対する英米の支配 (control) を同地域の外部から攻撃してくる唯一の勢力となっている。……既存の外国 (石油) 会社と、天然資源に対する管理や天然資源から生じる収入の増加を求める (中東の) 諸国民の間にこそ主要な対立が生じているのである。」「中東における西側の石油利益を保持することは、相当部分、同地域における合衆国の包括的な目標の達成にかかっており、同様にこれらの目標の達成は、相当部分、石油産業の運営の在り方にかかっているのである。石油産業に対する現地の不満が除去されるのに比例して、共產主義や反西洋的ナショナリズムに対する中東の抵抗力は強まっていく。中近東の人々に対しては、石油産業が彼らの直接の利益となることがより明瞭に示されねばならない。」

ここで注目すべきことは、この時点で国務省が「中東諸国はヴェネズエラの協定の方角に動きつつある」事を承知した上で、それに対して必ずしも好意的ではない点である。国務省は、産油国がより高率の石油収入を獲得することに反対し

ていたわけではない。問題は、石油会社が産油国への支払いの増加を合衆国の税制における外国税額控除制度 (foreign tax credit) の適用によって実現しようとしていた点にあった。同制度は、一九一八年の国内歳入法 (Internal Revenue Code) の規定に基づき、外国の政府に支払った所得税を合衆国の課税から控除する制度である。従来の固定ロイヤリティという形では、石油会社から産油国への支払いは合衆国の課税において部分的にしか控除されなかった。しかし、産油国への所得という形態をとることで、石油会社は産油国への支払いを合衆国の所得税から完全に控除されることになるのであった。これは即ち、従来の合衆国財務省の収入を産油国の国庫に移転することと同義であり、国務省はこの点を問題視していたのである。

前節で見たように、国務省はメジャーズの未利用利権地域の放棄によって産油国からの圧力を緩和する事を主張していた。従来、この方針には、中東の石油開発における競争の復活を期する、換言するならメジャーズの独占を抑制する手段としてのニュアンスが強かったが、この時点では産油国側がより「公正な (fair)」ロイヤリティを確保する手段としてのニュアンスを強めている。即ち、新規利権の入札において市場の原理が働き、長期的には産油国が市場の原理を反映した「公正な」石油収入を獲得することによって、産油国の石油会社に対する不満も沈静化すると国務省は考えたのである。^⑤

しかし前節で触れたように、国務省の主張は石油会社側に拒否された。その後、十一月六日のアラムコ関係者と国務省の会合において、協定の実質的な改訂等の思い切った措置が必要であるとの会社側の主張にマッギーらは傾いた。しかし、この時点でも国務省は、外国税額控除を前提とした利権協定の変更には難色を示し、むしろ利権地域の放棄による問題の解決を主張し続けていたのである。^⑥ここで一気に情勢を進展させたのはサウジ側であった。サウジ政府が、明らかに利権契約に違反する形で、外国企業に対して二〇%の所得税を賦課することを一方的に宣言したのである。前の会合から僅か一週間後の十一月十三日、アラムコの親会社代表を交えたアラムコと国務省の協議において、国務省は会社側の主張に大きな歩み寄りを見せる。「現時点でアラムコからの相当の支払い増加

が必要であることと、……利権地域の放棄等（直接の支払い増加とは）異なった方向にサウジ・アラビアの要求を逸らせようとするのが不可能であることに国務省は完全に同意する」とマッギーは明言した。そしてマッギーは、来るべき利権協定の内容を特定しないという立場をとりつつも、国務省からアラムコへの全面的な協力を約束したのである。これは所得税の支払いによる利益折半の適用、及び外国税額控除の適用に関する国務省の暗黙の支持に等しかった。^⑤そしてこの時点で、市場の原理によって利権契約を「公正」化させ、更には中東石油開発における競争を復活させようとした国務省の構想は敗れ、他方、メジャーズは、自らの主張を貫徹することによって、経済的安全保障政策の遂行者としての確固たる地位を確保することになったのである。

僅か一週間で、三年にも互る構想を国務省に断念させ、同省を石油会社に迎合させた第一の原因は、合衆国政府が抱いていた利権喪失への危機感であった。フンクハウザー作成の「中東石油」メモにおいては、「中東のいかなる地域においても、現地のほとんどの人々は石油会社を接収したり国有化することを悲しんだりはしないと信じられている」との指摘があり、九月十一日の会合においては、フンクハウザー自身が、ヴェネズエラにおいては七五%の人が外国の石油会社の方が石油産業の運営に長じていることを認めつつ、同じく七五%の人が国有化を支持しているという数字を示した。利権喪失に対する国務省の危機感は、かくも大きかったのである。しかも、サウジ側の交渉者はアラムコに対して利権取り消しのカードをちらつかせており、国務省もそのような最悪の事態には何らかの強力な措置で対処する決意を固めていた。このような状況において、サウジ政府が所得税賦課宣言という形で敢えて契約違反を犯した事は、サウジ側の強硬な姿勢に対する国務省の危機感を大いに増大させたのである。^⑥

第二の原因は、「契約の神聖」という原則に関係していた。契約関係の尊重という原則は、経済的安全保障政策の遂行者たる石油会社の存在の根拠として、それ自体重要な原則であった。本来なら利権協定の根幹である協定の金銭的条項を他の部分から切り離してでも契約の神聖という原則を維持するべきである、との九月十一日の会合におけるマッギーの発

言は、同原則の重要性を物語っている。それ故、十一月十三日の会合においては、産油国側の一方的な契約違反に屈した前例を作らないという点で全参加者は意見を同じくしていた。同時に、「契約の神聖」という原則には、利権保有者が自らの正当性を主張するためのレトリックとしての側面が存在したことも指摘しておかねばならない。同じ十一月十三日の会合において、一方的な所得税の賦課というサウジの契約違反を正面から批判すべき、との会社側の主張をマッギーは制止し、「契約の神聖」という原則を交渉が難航した場合に自らの正当性をアピールするための強力な武器として留保する事を主張していたのである。^③

要するに、合衆国の政策決定者達は、契約の神聖という原則を擁護しつつサウジ利権を守る事を至上の目標としており、中東の石油開発における競争の復活や、市場の原理によって実現される公正な契約条件というような長期的ヴィジョンは、この目標を達成するためには看過しても差し支えないと考えたのである。結局、サウジを巡っては、契約の神聖という原則を合衆国が振りかざすことはなく、一九五〇年十二月三〇日、利益折半原則に基づくサウジとアラムコの新協定が調印された。サウジ政府への支払いは所得税の形態をとり、後に合衆国の課税において外国税額控除が適用された。その結果、従来合衆国政府に支払われていたアラムコの所得税は大きくその流れを変えてサウジの国庫に流れ込み、一九五二年以降は合衆国政府への所得税が控除によってほぼ完全に相殺されることになったのである。^④

一度実現されるや、国務省はアラムコの新協定を全面的に評価するようになった。一九五一年一月、国務省本省から産油諸国の在外公館に発されたフンクハウザー起草の電報からはアラムコの新協定に対する国務省の高い評価が窺われる。

電文では、「近東の石油は西側の経済・政治・戦略的な利害において非常に価値があり、近東の産油国への（石油）利益配分の増加は、同地域の国民や政府が（西側に）協力する動機を増大させる手段として正当である」という国務省の大局的な見解が示されると同時に、利益折半原則は、石油会社を帝国主義の手先として非難する共産勢力の宣伝に対する「現実的且つ劇的な回答」にして、中東石油利権において今後当面維持され得る原則として評価されている。^⑤ 即ち、合衆国の政策

決定者達は、産油国への経済的利益の増大を実現したことで、経済的安全保障の枠組みが拡大され、産油国の安定が増大すると樂觀的に考えたのである。別の側面から見ると、彼らは、経済的安全保障の枠組みを拡大する限りにおいて、同政策におけるメジャーズの地位を追認したと言いうことができる。

しかしながら、恐らく合衆国の政策決定者達が気づかぬうちに、経済的安全保障政策は硬直化し、その限界を露呈する萌芽を示し始めていた。そもそも経済的安全保障政策は、産油国政府に石油収入を「与える」という考え方に基づくものであり、合衆国の政策決定者達は、言わば「与える者」の傲慢さを秘めていたと言える。トランス・アラビアン・パイプラインの建設を推進する過程にも、同パイプラインが、通過諸国に追加的収入を「与える」という考え方が示されていた。また、「中東石油」メモにおいては、中東のほとんどの人々が「石油生産から受けている大きな恩恵に気づいていない」（傍点引用者）事が嘆かれ、九月十一日の会合においても、外貨収入における恵まれた地位に中東諸国が気づいていない事が指摘された。更にその直後の英国との協議の席で、国務省は、「イランや他の中東諸国からの過度の要求（傍点引用者）」を制止するとの立場を明確にしている。

しかしながら、更にここで指摘しておかねばならぬのは、国務省が、アラムコの利益折半型協定締結以前には、石油利益における産油国の取り分の問題は「哲学的問題」であると捉えるだけの、言わば謙虚さをも備えていたことである。^②そのような謙虚さ故に、彼らは、市場の原理によって決定される「公正な」石油収入を与えようとしていた。しかし、合衆国の政策決定者達は、契約関係の原則を擁護しつつサウジ利権を維持することに腐心するうちに、産油国の取り分の問題に対しては、石油利益の五〇%という一見公平だが極めて安易な回答を与えてしまい、その結果、それ以前には抱いていた謙虚さを失ってしまった。即ち、彼らのサウジ協定に対する無批判な評価の結果、産油国に対する経済的安全保障政策は、市場の原理や競争の原理によって産油国の石油収入が決定されるようなダイナミックな政策となる可能性を封じられ、サウジ新協定を通じて同政策の遂行者としての確固たる地位を追認されたメジャーズが、一方的に石油利益の五〇%を「与

える」という硬直した政策になってしまったのである。このような経済的安全保障政策の硬直化は、イラン紛争における合衆国の選択肢を限定し、彼らが元々秘めていた「与える者」の傲慢さをさらけ出してゆくことになる。

- ① Anderson, *op. cit.*, pp. 35-42; Miller *op. cit.*, pp. 62-63, 100, 122-124; Yergin, *op. cit.*, pp. 395-396.
- ② Painter, *op. cit.*, pp. 34-72, 207-209; Shwadran, *The Middle East, Oil and the Great Powers*, 3rd. Edn., (1973), pp. 329-337; 油井大三郎「戦後世界秩序の形成：アメリカ資本主義と東地中海地域1944-1947」(東京大学出版会一九八五年)四八一-六七、八一-八三、一三二-一三三。
- ③ Anderson, *op. cit.*, p. 36; Painter, *op. cit.*, pp. 153-160; Miller, *op. cit.*, pp. 177-179.
- ④ Anderson, *op. cit.*, 特2 pp. 210-214; Miller, *op. cit.*, 特2 pp. 203-204; Painter, *op. cit.*, 特2 pp. 203-204, 207-208.
- ⑤ Anderson, *op. cit.*, pp. 171-178; *Foreign Relations of the United States* (FRUS 年略記) 1946, vol. VII, pp. 18-24, 29-30, 45; FRUS, 1947, vol. V, pp. 662-665; FRUS, 1949, vol. VI, pp. 109-111.
- ⑥ Miller, *op. cit.*, pp. 179-184, FRUS, 1947, vol. V, pp. 665-666; FRUS, 1948, vol. V, pp. 45-47.
- ⑦ Pollard, *op. cit.*, 特2 pp. 1-9, 213-221.
- ⑧ この点に関しては、合衆国の国家・政府の社会に対する強制力の弱さを考慮する必要がある。Krasner, S., *Defending the National Interest: Raw Materials Investments and U. S. Foreign Policy*, (1978), 特2 pp. 55-90.
- ⑨ Godfried, *op. cit.*, 特2 pp. 1-10; Kolko, G., *op. cit.*, pp. 69-72.
- ⑩ Anderson, *op. cit.*, 特2 pp. 202-204; Miller, *op. cit.*, 特2 pp. 206-212.
- ⑪ Yergin, *op. cit.*, pp. 410-419.
- ⑫ Anderson, *op. cit.*, pp. 138-154; Miller, *op. cit.*, pp. 157-162; FRUS, 1946, vol. VII, pp. 31-34, 38-41; U. S. Congress, Senate, Committee on Foreign Relations, Subcommittee on Multinational Corporations, 98rd Cong., 2nd Sess., (MNC 年略記), *Multinational Corporations and United States Foreign Policy*, (Hearings 年略記) Part 8, pp. 94-95, 112, 124-126.
- ⑬ FRUS, 1947, vol. V, pp. 627-633.
- ⑭ *ibid.*, pp. 645-647; Miller, *op. cit.*, pp. 162-163; Anderson, *op. cit.*, pp. 155-157; MNC, *Hearings*, Part 8, pp. 160-163.
- ⑮ *ibid.*, pp. 149-150, 160, FRUS, 1947, vol. V, pp. 651-653.
- ⑯ *ibid.*, pp. 647-651.
- ⑰ Yergin, *op. cit.*, pp. 437-438; FRUS, 1948, vol. V, pp. 19-20, 29-30.
- ⑱ FRUS, 1948, vol. V, pp. 8-14, 16-19, 24-31, 48-49; FRUS, 1950, vol. V, pp. 105. 国務省は、沖合地域に新規の利権を設定し、全ての企業が「公平なスタート」を切るよう、当初はアラモロを含む石油会社に問題を秘匿していた。後に国務省は、沖合地域に進出しようとしていた独立系業者に「国務省は独立系石油業者の中東進出を評価」するとの立場を伝えており、アラモロに同地域の利権を放棄するよう説得する動きまで見せていた。なお、一九五〇年になってから、あるアラモロの役員は「海底地域の利権を獲得した唯一の理由は他の会社を締め出すためだ」と述べている。
- ⑲ FRUS, 1947, vol. V, pp. 653-654; MNC, *Hearings*, Part 8, p. 159-160.

- ²⁰⁾ *ibid.*, pp. 341-345; *FRUS, 1950, vol. V*, pp. 97-99.
- ²¹⁾ *FRUS, 1950, vol. V*, pp. 23-25, 52, 58-60, 62-68.
- ²²⁾ *FRUS, 1951, vol. I*, pp. 328-329.
- ²³⁾ *FRUS, 1950, vol. V*, pp. 75-76.
- ²⁴⁾ Painter, *op. cit.*, pp. 160-165; *FRUS, 1950, vol. V*, pp. 34-35, 57-58, 60-62. 一九四九年九月のボンド切り下げが状況を悪化させていた。一九五〇年六月に英国政府は「アラムコがスターリング・エリア内のドル支出を減少させ、石油をボンドで販売すること、サウジクの支払いを部分的にボンドで行うこと、即ちアラムコを部分的に「スターリング化」すること、エリア内へのサウジ石油の流入に原則合意していたが、実施の段階で軋轢が生じていた。サウジの米国外使館は國務省本省に「これらの状況に対する強い危機感を表明している。*ibid.*, pp. 98-99.
- 同年九月の或る文書は「合衆国、ヴェネズエラ、中東における記録的生産水準にもかかわらず、朝鮮戦争は供給不足を既に生じさせている。欧州にはたった六週間分の備蓄しかない……」と述べている。
- ²⁵⁾ *ibid.*, pp. 76-96.
- ²⁶⁾ *ibid.*, pp. 106-109.
- ²⁷⁾ MNC, *Hearings, Part 8*, pp. 345-348.
- ²⁸⁾ *ibid.*, p. 344; *FRUS, 1950, vol. V*, pp. 85, 107.
- ²⁹⁾ 上記註②⑤参照。
- ³⁰⁾ MNC, *Multinational Oil Corporations and U.S. Foreign Policy: Report Together with Individual Views*, (1975), p. 85; Shvachan, *op. cit.*, p. 350. 一九五〇年分のアラムコからサウジ政府への支払いは約六〇〇〇万ドル、合衆国政府への納税額は約五〇〇〇万ドルだったのに対して、一九五一年にはサウジへの支払いが倍に近い約一億一〇〇〇万ドルに伸び、合衆国への納税額は約六〇〇万ドルとなった。そして翌一九五二年には同社のサウジ政府への支払いは一億五五〇〇万ドルに及んだのに対して、合衆国政府への納税額は一〇〇万ドルを下回り、それ以後は「外国税額控除によって相殺されたのである」。
- ³¹⁾ *FRUS, 1951, vol. I*, pp. 282-283.
- ³²⁾ *FRUS, 1950, vol. V*, pp. 85, 88-89, 98; 及び本章註⑤⑥参照。

三 イラン石油国有化紛争と経済的安全保障政策

カージャール朝下のイランが世紀転換期に最初の石油利権を与えて以来、イラン南部ペルシア湾岸の石油利権は英国勢力によって確保され続け、石油国有化紛争が開始された一九五一年の時点でも英国政府が株式の過半数を所有するアングロ・イラン・オイル・カンパニー (Anglo-Iranian Oil Company; AIOCと略記) が石油利権を保有していた。従って、イラン石油国有化紛争への合衆国の関与には対英関係の側面が大きく含まれたのであるが、本稿においては、合衆国の産油国に対する経済的安全保障政策の継続性に分析の焦点を絞る為に、対英関係に関する言及は最小限に留めることにした。

い。本章では、合衆国の産油国に対する経済的安全保障政策の流れにイラン石油国有化紛争を位置付け、同紛争におけるナシヨナリズムとの衝突の諸相から同政策の本質と限界を検討する。

1 イラン石油国有化紛争のはじまり——サウジ・モデルの適用——

一九四七年十月、イランのマジュリス(下院)は、石油に対するイランの権利の回復のために然るべき措置をとるよう政府に命じる決議を採択した。これを受けたイラン政府はAIOCとの交渉を開始し、一九四九年七月には、一九三三年の利権協定よりもトン当たりのロイヤリティを五割引き上げることを骨子としたAIOCとの追加協定を調印した。しかし、同協定は、マジュリスに上程されるや内容が不十分であるとして猛烈な非難を浴び、批准が困難な情勢になった。追加協定よりも内容的に寛大な利益折半型協定が一九五〇年末にサウジにおいて実現されると、追加協定に対する批判は更に高まり、国有化を求める圧力が強まった。一九五一年三月、国有化は不可能との立場を表明したイランのラズマラ(A. Razmara)首相がAIOCからの利益折半適用の打診を公表できぬままに暗殺されると、国有化への流れは止め難いものとなった。四月末までにイラン議會は、国有化の原則を謳ったイラン石油産業国有化法、及びイラン国営石油会社の設立等、国有化の実施方法にまで踏み込んだ国有化施行法を相次いで成立させた。そして、シャーの独裁化に反対するナシヨナル・フロントの指導者であり、マジュリス石油委員会の委員長として国有化を推し進めてきたモハンマド・モサデク(Mohammad Mosaddeq)が首班指名を受けたことで、国有化の流れが確定するのである。^①

合衆国政府は、国有化紛争開始前からイランの安定を重視していた。確かに、合衆国の軍事・経済援助においてイランは低い位置しか与えられておらず、自国の企業が独占的利権を有するサウジに比べるとイランに対する関心は低いものであったかもしれない。しかし、合衆国政府は、英国政府やAIOCに助言を与える形でイランの安定への関心を示し続けており、特に追加協定の批准失敗後は関心を増大させていた。既述の「中東石油」メモにおいては、イランに関する状況

分析にサウジと同量の紙面が割かれているばかりか、追加協定の批准失敗によって「イランにおける経済発展と政治的な安定」が重大な危機に瀕していることが指摘されている。現実には、一九五〇年を通じて、国務省は、A I O C に対して、金銭的譲歩を含むイランへの柔軟な対応を求めていた。更に、国務省が、一九五〇年九月という、サウジにおける所得税導入が未決の時期に、英国側に対しては極めてあからさまにサウジへの所得税導入、及び利益折半原則適用の可能性を示唆していた事は注目に値する。^③即ち、国務省は、この時点では可能性にしか過ぎなかった情報を敢えて英国側に伝達した事になる。これらの点から、合衆国政府がイランの安定に大きな関心を払っていたことが窺われよう。

しかしながら、国務省の主張は英国側、特に A I O C に無視され続けたまま、一九五一年三月二〇日には国有化法がイラン議会を通過する。フンクハウザーが起草に参画した同法成立直前のテヘランへの電文では、「正当な (just) 賠償を早急に行うことを条件に」合衆国が主権国家による国有化の権利を承認するという方針が明確化されていたが、これは、国有化に反対することが「イランにおいて合衆国と西側（の地位）を政治的に危険にさらし、イランをソ連に奪われる」ことにつながることを恐れた結果の判断であった。^④サウジの場合同様、利権喪失に対する危機感が、合衆国のイラン政策に大きな影を落としていたのである。

国有化法の成立から五月上旬に至る期間は、来るべきイランの国有化政策の実態が不明瞭な時期であり、国務省はイランの国有化を名目的な国有化に押し止める、即ちイランにおける A I O C の実質的な地位を脅かさぬ内容に止めることを目指して行動する。四月中旬、イランへの対応を巡るマッギーと駐米英国大使との協議において合衆国政府の方針が明確化された。ここで国務省は、①「国有化の原則」の承認、②利益折半原則の適用、③イラン人の採用増加等の非金銭的な譲歩の実施、の三点を英国側に迫った。更に重要なことは、契約の神聖という原則を前面に押し出して国有化自体を撤回させようとする英国側の方針に対しては、合衆国が強い難色を示したことである。これらの合衆国の政策は、約半年前に自らがサウジに対して行った政策をそのまま英国に行わせようとしたものであった。即ち、合衆国政府は、産油国側の契

約違反については、後にそれを糾弾する可能性を留保し、大幅な石油収入の増大を軸とした協定変更によって事態を收拾しようとしていた。換言するなら、国務省は、マッギーの言葉に従うなら「口先の譲歩 (lip service)」に過ぎぬ「国有化の原則」承認と、石油収入の拡大によって、イランのナショナリズムを満足させられると考えていたのである。^⑤

しかしながら、五月上旬以降、モサデク政権の意図する国有化像が、国務省の予想を越えたものであることが徐々に明らかになってくる。国有化施行法は、イラン国営石油会社がAIOCを通さずに外国の顧客に石油を直接販売すること、更には石油収入の二五%をAIOCへの賠償に充て、石油利益におけるイランの取り分を七五%とすることを明記していた。そしてモサデク政権は、国有化を遂行する新たな委員会を国有化施行法の規定どおり議会内に設置し、AIOCを「旧」AIOCと呼ぶことを決定したのである。テヘランの合衆国大使館もイランの国有化が「接収」の方向に向かっていくと報告するようになった。^⑥

この頃から、国務省は、イランの国有化政策を牽制し始める。五月初旬、マッギーは駐米イラン大使に対して、イランにとってAIOCが重要であるとの見解を力説した。当事者ではない合衆国としては、国有化立法の内容や、AIOCの接収に対するコメントを差し挟むことはできなかったが、AIOCの重要性を指摘することで、同社のイランにおける地位を維持しようとしている合衆国政府の立場をアピールしたのである。^⑦

国務省にとって厄介だったのは、この時点で米国の石油会社がイランへの参入を求めているという噂が広がってきたことであった。事実、この後、紛争期間を通じて合衆国の複数の独立系石油業者がイランへの参入を目指すのであるが、この時点では噂の多くは根拠のないものであった。しかし、米国がイランの石油を狙っているというプロパガンダをソ連が行っていたこと、噂が英米関係に悪影響を及ぼしかねないことから考慮して、国務省は、米国企業のイラン参入に合衆国政府が反対の立場であることを明確化する必要があると判断する。^⑧

声明の発表に先立ち、五月十四日に、マッギーらは米国系メジャーズとの会合を持った。この会合において、メジャー

ズ全社は、契約関係を尊重しないイランに自らが進出することは契約関係に立脚した自らの立場を危うくするとの理由で、自らのイラン進出を強く否定し、国務省を安堵させた。しかしその一方で、会合において、メジャーズはボイコットを含むイランに対する懲罰的な政策の採用を強く主張し、交渉による穏健な解決を目指す国務省との意見の違いが浮き彫りにされたのである。^⑧メジャーズは自らの主張貫徹し、後に、イランにおける経済的安全保障を破綻させることになる。

五月十八日、国務長官アチソン(D. C. Acheson)は、イラン紛争に対する合衆国政府の立場に関する声明を發した。^⑨同声明は、この時点における合衆国の産油国に対する経済的安全保障政策の表明としても位置付けられる必要がある。声明において第一に注目されるのは、イランの国有化願望が「石油資源の開発からイランに齎される石油収入の増加を求める、同国の願望(傍点引用者)」と表現され、それが「正当な目標」と評価されている点である。石油収入の増加を求める産油国の要求を合衆国が肯定的に評価したのは、そのような願望が経済的安全保障政策の枠組みに合致するものであったためであることは述べるまでもない。しかし、後述するように、イランの国有化は、単なる経済的要求に基いたものではなく、アチソン声明に示された解釈は、合衆国の政策決定者達が自らの前提に従って、恐らく無意識のうちに創作した解釈だったと言える。

声明における第二の要点としては、「明白な契約関係に対するあらゆる一方的な破棄」に合衆国政府が強く反対することとが強調され、「世界中の契約関係の正当性に対する……信頼を維持すること」にまで議論が敷衍されている点が挙げられる。この点で合衆国の政策決定者達が、イランの国有化を、世界的な経済的安全保障政策の依って立つ土台をも危殆にさらす可能性を秘めたものとして捉えていた事は確かである。^⑩しかし同時に、以後の紛争の経過から考慮すれば、契約の神聖という原則は、主として利権保有者の正当性を主張するレトリックとしての機能を濃厚に有していたと言える。サウジにおいては留保されていた、利権保有者の正当性を主張するための武器が、イランに対しては抜き放たれたのである。アチソン声明の第三の要点は、イランの福祉のためにA I O Cが貢献し得ることが主張され、米国系メジャーズがイラ

ンへの参入の意志を持たぬことが明言されている点である。これは、合衆国政府が、イランにおけるA I O Cの存続を望んでいることの表明であった。同時に、この点に関しては、声明において、米国系メジャーズが「イランに於けるような大規模で複雑な（石油）産業の運営を最良に遂行できる合衆国の石油会社」と表現されている点とも併せて考慮しなければならない。これらの表現は、合衆国政府が、産油国における経済的安全保障政策の遂行者を、A I O Cを含むメジャーズに限定するようになっていた事を示唆している。それ故、合衆国政府は、独立系業者をイラン紛争の解決策のヴィジョンから、以後、除外し続けることになるのである。

紛争の非当事者として声明では明らかにされていないものの、合衆国政府のイランにおける目標が、メジャーズの一翼を担うA I O Cの利益折半型協定への移行であったことは明らかである。アチソン声明は、合衆国政府が、従来の経済的安全保障政策、具体的にはサウジ・モデルをイランに適用しようとしていたことを端的に示している。その過程で、合衆国政府が、イランからの圧力を、石油収入の増大のみを求めるものであると一方的に判断し、ナシヨナリズムの要求を経済問題に矮小化し始めていた点は非常に重要である。合衆国の政策決定者達は、イラン政策を、イランのナシヨナリズムとの接触を通じて形成したのではなく、出来合いの産油国政策の延長として既定方針としていた。そして、このことは、以後の紛争における合衆国の硬直した対応を予想させるものだったのである。

2 ナシヨナリズムとの邂逅——経済的安全保障政策の蹉跌——

一九五一年六月中旬、A I O Cの代表がイランを訪れ、当事者間の第一回直接交渉が行われた。交渉に先立って、テヘランの米国大使館や国務省本省は紛争両当事国をテールブルに就かせるために奔走しており、交渉を実現させたのは事実上合衆国政府だったと言える。^① 交渉においては六月十九日にA I O C側が提案を行った。提案の骨子は以下の二点に整理できる。①英国は国有化の原則を尊重し、A I O Cは全施設をイラン側に譲渡し、賠償は請求しない。②形式上イラン政府

に従属し、イラン人も経営に参加する新会社設立され、同社が利益折半原則に則った協定の下で石油産業を運営する。^⑬この提案は、新会社の外観の下でA I O Cが利益折半型協定に移行することを意図したものであったが、イラン側は提案の意図を見抜き、同提案を断固として拒否した。ここで重要なことは、この提案が、合衆国政府の解決方針を具現化したものに他ならない点である。提案が示されたその日のうちに、国務省は、A I O Cの提案が「イランが国有化に向けての闘争において要求した事実上あらゆるものを獲得するすばらしい機会を同国に提供する（傍点引用者）」ものであり、交渉の失敗は「イラン国民の経済と福祉に深刻な影響を与える」という認識を示している。^⑭このことは、アチソン声明で示されたような、イランの国有化願望に対する合衆国政府の認識が根本的に誤っていたことを物語っている。

しかも、紛争当事国間の対立の激化は、イランにおける経済的安全保障の枠組み自体をも掘り崩していく。モサデクが国有化施行法に盛り込まれた通りに石油収入の七五％引き渡しを要求し、南部油田地帯ではテヘランから派遣された代表団がA I O Cの接収作業を進めたため、^⑮英国政府は直接交渉の失敗後にはイラン石油に対するボイコットを発動する構えを見せていた。^⑯既に指摘した様に、国務省はイラン紛争の解決にはA I O Cを含むメジャーズの関与が必要であるという認識を既に固めており、一方の米国系メジャーズはボイコットの発動等の懲罰的な政策を主張していた。即ち、皮肉にも経済的安全保障政策の遂行者たるメジャーズの支持によって、ボイコットが実現される、換言すれば、経済的安全保障の枠組みがイランにおいては崩壊することになる情勢だったのである。この頃、マッギーが作成したメモは、合衆国政府の危機感を伝えている。ボイコットの発動は「共産主義者や他の急進的な勢力に大いに利用され、（イランが）ソ連になびき、イラン石油が西側に供給されないという事態を引き起こすかも」しれず、石油収入の途絶は、イラン政府の大きな財源を奪い「イランにおける非共産勢力が、秩序と中央政府の機能を維持する能力を更に落としめる」。^⑰国務省は、英国政府に強硬策の自制を求めていたが、六月二六日に英国政府は合衆国への事前通告なしに、ボイコットの発動、油田地帯沖合への巡洋艦の派遣を発表した。石油輸出継続のための妥協を模索する国務省の懸命な努力も空しく、七月三日に最後のタンカ

フンクハウザー・メモ（抜粋）

項 目	利 益 を 得 る 者	不利益を被る者
国有化の成功	イラン	他の石油利権
石油輸出の継続	イラン, A I O C, 英米, 自由主義世界	ソ連
イランが全石油収入を獲得	イラン	
石油利益の折半	イラン, A I O C, 英米, 他の石油利権	
世界の石油情勢の維持	イラン, 自由主義世界	
（イランの）財政・経済・政治的危機の回避	イラン	ソ連
A I O Cへの賠償	イラン, A I O C, 他の石油利権	
英国の国際収支の維持	英米	
イラン・イスラム世界の西側指向, 世界平和	自由主義世界	ソ連

ーが出航し、以後、メジャーズの強固な団結の下に紛争解決までボイコットは継続されることになる。^⑧メジャーズは、一産油国に対する経済的安全保障政策自体を左右するほどの力を獲得していたのである。

ボイコットの成立は、合衆国の政策決定者達にとっては、イランが経済的安全保障の枠組みから脱落したことを意味した。以後、一九五三年八月に英米両国がクーデターによってモサデク政権を打倒するまで、イランの共產化に対して合衆国の政策決定者達は異常な危惧を抱き続けることになるが、彼らの危惧は経済的安全保障からイランが脱落したことによって惹起されたのである。そして、彼らは、イランを経済的安全保障の枠組みに復帰させるべく、イランへの圧力を増大させる事になる。

一九五一年七月上旬、危機感を強めた合衆国政府は、大統領代理特使として大統領特別補佐官のハリマン (W. A. Harriman) をイランに派遣する。そして、ハリマンの派遣は、合衆国政府を完全に当事者として紛争に引き込み^⑨、産油国に対する経済的安全保障政策の硬直化を一層表面化させていくのである。

第一回直接交渉以降ハリマンの派遣までに、合衆国政府がイランに対する解決方針を再考していたわけではない。ハリマンのためにフンクハウザーが作成したブリーフィング・ペーパーにおいては、イランの既存立法を尊重した上で、追加的な措置によって利益折半を実現する方針が

示されているが、それはイランに対する「口先の譲歩」の域を出ない。むしろ、このメモにおいて、ハリマンの取るべき方針が上図のように整然と整理されている点、特に利益折半原則の適用が、イランを含む全ての関係者にとって最良の選択として位置付けられている点が重要である。^④即ち、このメモは、産油国に対する経済的安全保障政策が利益折半原則と不可分に結び付けられ、イランにとってもまた同原則を受け入れることが最上の選択であると合衆国が一方的に決めつけたことを明瞭に示している。サウジにおける利益折半原則の適用以前からくすぶっていた「与える者」の傲慢さは、利益折半原則という表現を与えられて表面化した。更には、利益折半型協定を実現し、イランの石油収入を回復しなければ、イランは経済的安全保障の枠組みから脱落し続け、ソ連を利する事になる、と合衆国政府が信じていたことをも同メモは物語っている。

ハリマンによる往復外交で実現した第二回直接交渉において、英国政府代表団は新たな提案を行った。この提案は、かつてのA I O Cの外観を大きく改める配慮が施されていたが、利益折半原則の適用を含めて、実質的内容においては前回の提案と変わらなかった。^⑤これに対してイラン側代表団は、石油価格に関して利益折半原則自体を正当な根拠のないものとして非難し、A I O Cに対して正当な賠償を支払って紛争を解決する意思を示した。イラン側代表団のハリマンらに対する書簡には、国有化を断行したイランのナシヨナリズムの主張が率直に表明されている。「イランにおいて達成されたあらゆるものは、我々（イラン）の失われた諸権利を回復するための国民的闘争の最終的な果実に結実させねばならない。それ故、この国民的闘争の結果として我々が刈り取らねばならぬ果実は、他の産油国が特定の西洋の政府との協定の結果として獲得したものと類似したものではない」。更に、イラン側の書簡は、国有化の底流にある「大国」に対する感情的な不信感をも露にしている。「イランのような小国は、大国のさまざまな口実によって自国の諸権利を継続的に無視されて」きた。^⑥これらに対するハリマンの反論は「このような（英国側提案で実現される）規模の収入によって、イランは自国の巨大な経済的潜在力を早急且つ大幅に発展させ、そのことによってイラン国民の健康と福祉を増進させることができる」

というものであった。両者の主張の食い違いは、合衆国の経済的安全保障政策が「与え」ようとしているものとイランのナシヨナリズムが獲得しようとしているものの間に存在する架橋し難い落差の象徴であった。しかも、ハリマンは、イラン側が示した賠償の意図を承知した上で、「早急且つ適切で実効性のある賠償……を伴わぬ、如何なる政府による海外資産の獲得をも、合衆国は国有化ではなく接収と見做す」と主張した。実際には、利益折半原則から逸脱しているという理由だけで、合衆国政府はイラン側の主張する賠償方法を「適切」ではないと判断したに過ぎない。²³ 契約の神聖という原則は、今や完全に、合衆国がイランに圧力を加えるための武器と化していた。かくして、合衆国の経済的安全保障政策は、「西洋」の「大国」によるナシヨナリズム抑圧の色彩を帯びるに至ったのである。

交渉の失敗直後、ハリマンがイランを去った八月二三日に、國務省は、ほぼ全ての中東諸国と産油国の在外公館に対して、各国の現地人との会話におけるガイドラインとして、利益折半原則を強力に擁護する電報を発している。²⁴ 同電報においては、利益折半原則を適用した諸国が巨大な石油収入を獲得している例が縷々書き連ねられた上で、同原則の公平性をアピールし、産油国に対して巨大な石油収入を建設的に利用するよう促す必要性が強調されている。ハリマン・ミッシェンは、合衆国の政策決定者達に、生々しいナシヨナリズムに接する機会と、経済的安全保障政策の在り方を再検討するための貴重な材料を与えた筈である。しかし、現実には、合衆国はナシヨナリズムに対する警戒を強めこそせよ、ナシヨナリズムとの和解の道を探る努力を怠ったのである。

英国が紛争を国連安保理事会に提訴したのを受けて、一九五一年十月から十一月にかけてモサデクの訪米が実現する。この時、マッギーとモサデクは、延べ八十時間にも亙る直接会談を行ったが、ここでも両者の最大の対立点の一つは石油価格の問題であった。巨大な石油収入を齎すであろう利益折半型協定の受け入れを強く求めるマッギーに対して、モサデクは「価格の問題は国家収入の問題ではなく、国家独立の問題である」と主張した。更に、これらの会談を通じてモサデクを含むイラン側代表団は、安価に大量の石油を販売するぐらいなら、自らの望む価格で少量販売し、石油資源を地下に

残しておいた方が良いという主張を繰り返した。しかも、それと並行して、彼らはAIOCへの賠償の意図を再三示していたのである。^⑤ 国有化を断行したイランのナシヨナリズムが要求していたものは、巨大な石油収入ではなく、自らの国土に有する資源を自らの手で支配する自由であった。彼らが求めていた石油価格は資源に対する自らの権利の象徴であり、その価格で石油を販売できるか、石油収入の総額が如何に変化するのか、という点は副次的問題だった。しかも、彼らには賠償の意思があり、近代的世界の約束事を蹂躪しようとしていたのでもなかったのである。

八十時間の最後にして最も率直な単独会談において、マッギーは利益折半に反対するモサデクの主張は「年間二億ドルの（石油）収入を獲得する繁栄した国家の出現を阻むものである」と主張した。更にマッギーは、モサデクが主張する英国に対する石油現物による賠償方式を「あまりにも非現実的」であるとして一蹴し、「早急且つ適切な賠償を伴わぬ国有化は接収に過ぎぬ」という従来からの合衆国政府の主張を繰り返したのである。^⑥

既に指摘したように、合衆国が追求する経済的安全保障政策は、産油国に対しては利益折半原則の適用と同値になっており、このことがイラン側の賠償の意思に対する創造的な回答を不可能にしていた。そして、合衆国の政策決定者達は、契約の神聖というレトリックによってイランに圧力を加え、硬直化した経済的安全保障政策の枠組みにイランを押し込めようとしていたのである。更に重要なことは、経済的安全保障政策に拘泥する合衆国政府が、イランのナシヨナリズムの願望を経済的問題に矮小化させ、その結果として石油価格の問題が経済問題ではなく政治的問題であるというイランの主張に柔軟に対応できなかった点である。換言するなら、合衆国政府は、自らが創り出したはずの経済的安全保障政策の呪縛ゆえに、イランに二億ドルの石油収入を「与える」ことを紛争解決の絶対条件に据えてしまい、現実には紛争を解決するような有効な対応を考案できなくなっていた。しかも、東西二極構造の世界観に取り憑かれた合衆国の政策決定者達は、西側の経済的安全保障の枠組みから脱落したイランの進路には共産化しか道はないと考えた故に、イランを経済的安全保障政策の枠組みに復帰させるべく利益折半原則の受け入れを執拗に迫ることになった。しかし、このような合衆国の政策

は「西洋」の「大国」によるナシヨナリズムの抑圧でしかなく、合衆国がイランを自らの陣営に取り込もうと躍起になる程、イランのナシヨナリズムと合衆国との溝は深まっていたのである。

本章では、ペイトロントム化史料 *Confidential U.S. State Department Central Files, Iran: Internal Affairs and Foreign Affairs 1950-1954*, (1985) を史料として用いたが、同史料中からの引用には紙面の関係上、以下の略語を用いる。

The Ambassador in [place] to the Department of State→IT.
[place].

The Secretary of State to The Embassy in [place].→OT. [place].
Memorandum of Conversation.→MC.

- ① Ramazani, R. K., *Iran's Foreign Policy 1941-1973: A Study of Foreign Policy in Modernizing Nations*, (1975), pp. 181-200; Ferritor, R. W., "The Iranian Oil Industry", in P. Avery and C. Marville eds., *The Cambridge History of Iran*, Vol. 7, (1991), pp. 653-661; Katonzian, H., *Musaddiq and the Struggle for Power in Iran*, (1990), pp. 62-94.
- ② Goode, J. F., *The United States and Iran, 1945-51: The Diplomacy of Neglect*, (1989), pp. 84-107.
- ③ *FRUS, 1950, vol. V*, pp. 13-15, 82, 95, 97-99, 593-596; MNC, *Hearings, Part. 8*, p. 345.
- ④ *FRUS, 1951, vol. V*, pp. 289-292, 296-298; *FRUS, 1952-1954, vol. X, Iran, 1951-1954*, (*FRUS, Iran* 文庫版) pp. 9-11, 25-28.
- ⑤ *FRUS, Iran*, pp. 30-43, 52-53.
- ⑥ IT, Tehran, 2665, May 4; 2798, May 15; 2813, May 17; 2892, May 21; 2900, May 21, 1951; Hurewitz, J. C., *Diplomacy in the Near and Middle East*, pp. 322-323; *FRUS, Iran*, pp. 48-49.

① 既に四月の段階で、合衆国の駐イラン大使は「マッキーと同様の指摘をこの側に対して行っている」*ibid.*, pp. 45-46; IT, Tehran, 2514, Apr. 23, 1951; MC, "Call of the Iranian Ambassador on Assistant Secretary McChes", May 3, 1951, (888, 2553/5-351).

② *FRUS, Iran*, pp. 53-54, OT, Tehran, 1970, London, 4916, Apr. 27, 1951; IT, Tehran, 2693, May 7, 1951; IT, London, 5850, May 9, 1951; MC, "Iranian Oil," May 9, 1951 (888, 2553/5-951)

③ *FRUS, 1951, vol. V*, pp. 309-315.

④ The Department of State, *Bulletin*, May 28, 1951, p. 851.

⑤ 声明の直前に駐米イラン大使に宛てた國務省が伝えた見解が、契約関係と経済的安全保障政策の関係を鮮明に示している。¹⁰ 「ペイトロントム契約は義務の一方的な破壊は、世界中の石油（利権契約）のみなす、全世界経済に図り知れない影響を及ぼすかもしれない。何故なら、あらゆる国々、殊に後進国の発展は契約関係に依拠している」それが無ければ発展は不可能になるから」OT, Tehran, 2119, London, 5257, May 16, 1951; OT, Tehran, 2125, London, 5276, May 16, 1951.

⑥ *FRUS, Iran*, pp. 57-63; IT, Tehran, 3042, May 30, 1951; 3100, Jun. 4, 1951; IT, London, 6333, Jun. 2, 1951; OT, London, 5563, Tehran, 2236, May 30, 1951; OT, London, 5565, Tehran, 2237, May 31, 1951; OT, London, 5594, Jun. 4, 1951.

⑦ IT, Tehran, 3335, Jun. 19, 1951; 3347, Jun. 19, 1951.

⑧ OT, Tehran, 2396, London, 5878, Jun. 14, 1951; OT, Tehran, 2430, London, 5988, Jun. 19, 1951; IT, Tehran, 3354, Jun. 20, 1951; 3376, Jun. 21, 1951.

- ① IT, Tehran, 3060, May 31, 1951; 3165, Jun. 7, 1951; 3218, Jun. 12, 1951; 3232, Jun. 12, 1951; 3255, Jun. 13, 1951; 3270, Jun. 14, 1951; 3283, Jun. 14, 1951; 3286, Jun. 15, 1951; 3348, Jun. 19, 1951; IT, London, 6577, Jun. 14, 1951.
- ② IT, London, 6495, Jun. 12, 1951; 6701, Jun. 20, 1951.
- ③ Office Memorandum, from McGhee to Matthews, "Iranian Problem," Jun. 14, 1951, (888, 2553 AIOC/6-1415). Secret, from McGhee to The Secretary, "The Iranian Situation," Jun. 21, 1951, (888, 2553/6-2151).
- ④ *FRUS, Iran*, pp. 67-68; IT, London, 6780, Jun. 23, 1951; 6831, Jun. 26, 1951; 6859, Jun. 27, 1951; OT, Tehran, 2396, London, 5878, Jun. 14, 1951; OT, London, 6148, Tehran, 2498, Jun. 27, 1951; IT, Tehran, 3449, Jun. 29, 1951; 13, Jul. 2, 1951; 39, Jul. 4, 1951.
- ⑤ Top Secret, "Further American Activity in Resolving Iranian Oil Controversy," drafted by Ferguson, Aug. 2, 1951; Top Secret, "Desirability of Mr. Harriman's Remaining in Iran until the Conclusion of the Negotiations he has Arranged," from McGhee to The Secretary, Aug. 3, 1951, (888, 2553/8-351 TSF). 交渉開始決定後、紛争両当事国はハリマン残留を希望したが、彼の残留は、特に交渉が失敗した場合、合衆国を事実上の当事者として紛争に巻き込む事となり、それはイランの譲歩を求めていた合衆国にとって危険な行動であった。しかし、交渉を成功させるためにはハリマンは不可欠の存在になっており、合衆国は危険を知りつつ、彼の残留を決定する。
- ⑥ Confidential, "A Proposed Settlement of Iran Oil Dispute," drafted by Funkhouser [probably cleared by C. V. Ferguson], Jul. 12, 1951.
- ⑦ Royal Institute of International Affairs, *Documents on International Affairs, 1951*, (1954), pp. 502-504.
- ⑧ *ibid.*, pp. 504-506; Unclassified, "A Short Reply given by the Head of the Iranian Delegation to the Statements made by his Excellency Averell Harriman on the Subject of the Anglo-Iranian Oil Controversy at a Session of the Sabab-Cherniakh Conference on 19th August 1951, Clarifying the Views of the Iranian Government and the People," (888, 2553/8-1951); *FRUS, Iran*, pp. 139-142.
- ⑨ *ibid.* 141-144; IT, Tehran, 601, Aug. 13, 1951; 734, Aug. 21, 1951. 英国側提案の直後、提案に対するキサチタの意見が、非公式な情報としてハリマンに漏れやれた。その中で、ハリマンが最も否定的だったのは、利益折半をAIOCへの賠償支払分も含めて対英販売分にも適用するところであった。
- ⑩ *FRUS, 1951, vol. IV*, pp. 328-329.
- ⑪ Secret, MC, no subject, Oct. 30, 1951, (888, 2553/10-3051); Secret, MC, no subject, Nov. 15, 1951, (888, 2553/11-1551); Top Secret Security Information, "Mossadeg-McGhee Meeting November 17", from Funkhouser for files, Nov. 19, 1951, (888, 2553/11-1951); Top Secret, no subject, "The following specific Points were made: ..." undated, (888, 2553/[blank]).
- ⑫ Secret, MC, no subject, Nov. 17, 1951, (888, 2553/11-1751).

四 結論にかえて

合衆国の産油国政策が目標としていたのは、経済的利益の拡大による産油国の安定であり、本稿ではそれを経済的安全保障政策として位置付けた。同政策は、トランス・アラビアン・パイプラインの通過権を確保するための通行料の支払いに初期的形態を現し、本来の合衆国の国家収入をシステマティックに産油国の国庫に移転しつつ、石油利益の五〇%を産油国に分配するサウジ・アラビアの一九五〇年協定に一応の完成を見た。この間の政策的変遷は、当時の合衆国の政策決定者達が樂觀的に捉えたように、産油国の石油収入の拡大という陽の側面を持つ一方で、経済的安全保障政策の硬直化という陰の側面をも含んでいた。陰の側面が出現した大きな原因の一つは、同政策に対する企業の論理による制約であった。メジャーズは、合衆国政府が目論むダイナミックな経済的安全保障政策の実現を阻み続け、結果的に経済的安全保障政策の中で不動の地位を獲得することに成功し、イラン紛争におけるボイコットの実現に見られるように、経済的安全保障政策自体をも左右する力を獲得したのである。

しかし、経済的安全保障政策、そして同政策を創造した合衆国の政策決定者達の本質的な限界は、イランのナシヨナリズムの要求を経済問題に矮小化した点にこそ見いだされるであろう。合衆国の政策決定者達は、巨大な石油収入を「与える」ことで産油国の安定が実現されると信じ込み、巨大な石油収入を「与える」事が冷戦政策上、不可欠であると決意していた。そして、利益折半原則と産油国に対する経済的安全保障政策の同値化は、イランのナシヨナリズムに対する合衆国の対応を硬直化させ、彼らをして契約の神聖というレトリックによるナシヨナリズムの抑圧へと向かわしめたのである。対外政策の諸相を経済問題に矮小化している自らの政策のパラダイムを相対化できなかった点にこそ、合衆国外交の悲劇があったと筆者は考える。従って、英国がイランにおいては失敗し、合衆国がサウジ・アラビアにおいては成功した原因を、合衆国の柔軟性に帰する多くの研究者の見解は、若干早計であると言わざるを得ない。^①一方、今日から見れば当時

の石油価格は非常に低く、更に、産油国の取り分が五〇％に制限された点を、第三世界に対する搾取と捉える議論もあり得よう。しかし、イランを除く産油諸国においては利益折半型協定への比較的円滑な移行が見られたことから窺われるように、利益折半原則が、少なくとも当時は、産油諸国政府にとっても魅力的な内容を持っていたという事実を見逃すべきではない。^②そしてこの事は、経済的な福祉の増大こそ、政治的な安定や社会的福祉の増大を齎すという、恐らく今日の我々をも捉えているテーゼに源を発する、合衆国の経済的安全保障政策が持つ強力な説得力を物語るものである。そして、それ故に、イランのナシヨナリズムが合衆国に突き付けた問題は、我々の今日の問題でもあると言える。

自己の政策の乗り越えがたい限界に直面し、それを超克する方途が見えなかったにもかかわらず、合衆国はイランへの関与を中止することができなかった。ここに冷戦という時代の特殊性を見ることが出来る。最終的に、合衆国は、英国との共同の下に、非合法介入によってモサデク政権を打倒することになるが、そこに至るまでには多くの曲折があり、それを分析するには英米関係からの視点が不可欠の要素となる。次稿の課題としたい。

① Anderson, *op. cit.*, pp. 204-205; Pollard, *op. cit.*, p. 217.

② クウエートは一九五一年十二月に、イラクは一九五二年二月に、各

々、利益折半型協定を締結してゐる。Shwadrin, *op. cit.*, pp. 246-248, 411.

（京都大学大学院生）

The Theocratic Theory of State in Sixteenth-Century Poland—On Stanisław Orzechowski's Late Works—

by

KOYAMA Satoshi

In sixteenth-century Poland there were several competing views of the state, which differed from each other concerning the relationship between religious authority and secular power, the competences of king and parliament, and relations between the social orders. Stanisław Orzechowski (1513–1566) was one of the most active theorists of the period, and his unique theory of the state was influential until the late seventeenth century. Nevertheless his position in the history of Polish political thought is still not settled. In this article the author analyses the logical structure of his theory in the trilogy which appeared in his last years, *Dialogue on the Execution*, *Quincunx* and *Polity of the Polish Kingdom*, and concludes that Orzechowski's political theory was characterized by a theocratic image of the state, in which the liberty and privilege of the *szlachta* was subordinated to the authority of Roman Catholic Church. This was a rather isolated view in sixteenth-century Poland, but became suited to the social situation of the seventeenth century.

U. S. Policy toward the Middle Eastern Oil-producing States: The Creation and a Setback for the “Economic Security” Policy. 1946–1951

by

ONOZAWA Tōru

Post-war U. S. policy toward the Middle Eastern oil-producing states can be described as an “economic security” policy, which, R. A. Pollard says, relied upon economic power as the principal instrument of diplomacy. It was through the large economic benefits from oil that U. S.

policy-makers tried to realize their objectives: the stability and Western orientation of those countries.

In the early post-war years, as late as 1950, they tried to execute this policy in a flexible and dynamic form. But no sooner had Aramco, American Majors' subsidiary in the Saudi manner. It was chiefly because the U.S. policy-makers were naively convinced that the large economic benefit would by itself realize their objectives. At the same time, it is true that this policy was beneficial to the several Major companies, but these consequences weren't intended but the policy-makers, but were mainly a result of the strong positions of those Major companies which had secured concessions and actually carried out the U.S. policies in these countries.

U. S. policy-makers believed that without giving such benefits their objectives could not be achieved. They tried to persuade the Iranian nationalist leaders who had nationalized Anglo-Iranian Oil Company in 1951 to accept the profit sharing principles. But their effort could not provide a solution to the Iranian Oil Controversy, since the Iranian nationalists sought not so much economic benefits from their oil as full control over their natural resources, equivalent to political independence. Here the economic security policy toward the Middle Eastern oil-producing states experienced a first major setback. However, on the other hand, we should not overlook the fact that the U.S. economic security policy had a considerable appeal and was accepted in many of those countries.

The Campaign for the Hiranuma Cabinet and the Politics of the Period of the Saito Cabinet

by

HOTTA Shinichiro

Hiranuma Kiichiro, with the defeat of the Privy Council over the problem of the London Treaty, began to try for political power by means of cooperation with the military authorities. At first, Hiranuma, regarding foreign problems, gave his total approval for the hard line of the "KODO" (皇道) group in the army and the "KANTAI" (艦隊)